

平成22年12月28日

第2244号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目次

## 告 示

- 証紙売りさばき人の指定（609・会計課）……………1
- 証紙売りさばきの廃止の届出（610・会計課）……………1
- 道路の供用開始（611・平鹿地域振興局建設部）……………2

## 公 告

- 県営土地改良事業の換地計画の決定（平鹿地域振興局農林部）……………2
- 県営土地改良事業工事の完了（雄勝地域振興局農林部）……………2

## 教育委員会規則

- 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（19・教育庁総務課）……………2
- 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則（20・教育庁総務課）……………6

## 選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（118）……………6

## 人事委員会規則

- 人事委員会規則7-0（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則……………7
- 人事委員会規則7-2（給料の調整額）の一部を改正する規則……………7
- 人事委員会規則7-9（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則……………8
- 人事委員会規則7-35（産業教育手当）の一部を改正する規則……………8
- 人事委員会規則7-42（定時制通信教育手当）の一部を改正する規則……………8
- 人事委員会規則7-46（特殊勤務手当）の一部を改正する規則……………8
- 人事委員会規則7-50（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則……………9
- 人事委員会規則7-56（地域手当）の一部を改正する規則……………9
- 人事委員会規則7-75（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則……………9
- 人事委員会規則7-93（短時間勤務職員等の給料月額端数計算）の一部を改正する規則……………12
- 人事委員会規則7-107（平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料）の一部を改正する規則……………12
- 人事委員会規則7-109（条例附則第2項の減ずる額の計算）の一部を改正する規則……………12
- 人事委員会規則9-8（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を改正する規則……………12

## 告 示

## 秋田県告示第609号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成22年12月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口104番地 伊藤 孝義	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口104番地	平成22年12月15日

## 秋田県告示第610号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第5項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出が

あったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成22年12月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口104番地 伊 藤 孝

#### 秋田県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年12月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	横手大森大内線	横手市大森町坂部字小屋ノ沢4番4地先から2番1地先まで

2 供用開始の期日 平成22年12月28日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年12月28日から平成23年1月11日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（平鹿高野地区農地集積加速化基盤整備事業）換地計画書の写し

2 縦覧期間 平成23年1月4日から同年2月1日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

3 縦覧場所 横手市役所平鹿地域局

県営土地改良事業（土手ヶ沢地区ため池等整備事業）につき、その工事を平成22年12月3日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

#### 秋田県教育委員会規則第十九号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三の見出し中「短時間勤務職員等の給料月額」を「短時間勤務職員の給料月額等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例附則第二項に規定する特定職員（前項第二号又は第三号に掲げる職員に限る。）について、育児休業条例附則第四項及び第六項の規定により読み替えられた条例附則第二項第一号に規定する算出率を乗じて得た額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該算出率を乗じて得た額とする。  
第六十八条の九に次の一項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に二円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 一 条例附則第二項第四号に規定するその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額（条例第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に第六十七條の五第二項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）（条例附則第二項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第四号に規定するその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同項第一号の給料月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。）（条例第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に第六十七條の五第二項に定める割合を乗じて得た額を加算した額））
- 一 条例附則第二項第五号に規定する勤勉手当減額対象額（同項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額）
- 附則第九条中「特定職員以外の者が月の初日以外の日に」を「給与期間（第四十七條に規定する給与期間をいう。）の中途において、特定職員以外の者が」に改め、「なつた場合」の下に「又は特定職員が特定職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第五十条各号に掲げる場合に該当した場合」を加え、「条例附則第二項（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年秋田県条例第五十五号）附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の減する額」を「その給与期間の条例附則第二項各号（条例附則第二項第四号及び第五号を除く。）に定める額に相当する額」に改める。
- 別表第十の三調整数の欄中「1.5」を「1.25」に改める。
- 別表第十五を次のように改める。

## 別表第15 (第74条関係)

## イ 教育職給料表(-)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1号給から4号給まで	2,000	2,100	4,200	6,800
	5号給から8号給まで	2,000	2,300	4,400	6,900
	9号給から12号給まで	2,100	2,400	4,500	7,100
	13号給から16号給まで	2,200	2,500	4,900	7,200
	17号給から20号給まで	2,300	2,600	5,100	7,400
	21号給から24号給まで	2,400	2,800	5,200	7,500
	25号給から28号給まで	2,600	2,900	5,400	7,600
	29号給から32号給まで	2,700	3,000	5,500	7,700
	33号給から36号給まで	2,800	3,200	5,700	7,900
	37号給から40号給まで	2,900	3,300	5,900	8,000
	41号給から44号給まで	3,100	3,500	6,000	
	45号給から48号給まで	3,200	3,700	6,100	
	49号給から52号給まで	3,300	3,800	6,300	
	53号給から56号給まで	3,400	4,100	6,400	
	57号給から60号給まで	3,500	4,300	6,600	
	61号給から64号給まで	3,600	4,500	6,800	
	65号給から68号給まで	3,700	4,800	6,900	
	69号給から72号給まで	3,800	4,900	7,000	
	73号給から76号給まで	3,900	5,100	7,100	
	77号給から80号給まで	4,000	5,300	7,200	
	81号給から84号給まで	4,100	5,400	7,300	
	85号給から88号給まで	4,100	5,500	7,400	
	89号給から92号給まで	4,200	5,600	7,500	
	93号給から96号給まで	4,300	5,800	7,500	
	97号給から100号給まで	4,400	5,900		
	101号給から104号給まで	4,400	6,100		
	105号給から108号給まで	4,500	6,200		
	109号給から112号給まで	4,500	6,300		
	113号給から116号給まで	4,600	6,400		
	117号給から120号給まで	4,700	6,500		
121号給から124号給まで	4,700	6,600			
125号給から128号給まで	4,800	6,700			
129号給から132号給まで		6,800			
133号給から136号給まで		6,900			
137号給から140号給まで		6,900			
141号給から144号給まで		6,900			
145号給から148号給まで		7,000			
149号給		7,100			
再任用 職 員		3,200	3,800	5,100	6,400

## ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1号給から4号給まで	2,000	2,500	5,100	6,800
	5号給から8号給まで	2,000	2,600	5,200	6,900
	9号給から12号給まで	2,100	2,800	5,400	7,100
	13号給から16号給まで	2,200	2,900	5,500	7,200
	17号給から20号給まで	2,300	3,000	5,700	7,400
	21号給から24号給まで	2,400	3,200	5,900	7,500
	25号給から28号給まで	2,600	3,300	6,000	7,600
	29号給から32号給まで	2,700	3,500	6,100	7,700
	33号給から36号給まで	2,800	3,700	6,300	7,900
	37号給から40号給まで	2,900	3,800	6,400	8,000
	41号給から44号給まで	3,100	4,100	6,600	
	45号給から48号給まで	3,200	4,300	6,800	
	49号給から52号給まで	3,300	4,500	6,900	
	53号給から56号給まで	3,400	4,800	7,000	
	57号給から60号給まで	3,500	4,900	7,100	
	61号給から64号給まで	3,600	5,100	7,200	
	65号給から68号給まで	3,700	5,300	7,300	
	69号給から72号給まで	3,800	5,400	7,400	
	73号給から76号給まで	3,900	5,500	7,500	
	77号給から80号給まで	4,000	5,600	7,500	
	81号給から84号給まで	4,100	5,800		
	85号給から88号給まで	4,100	5,900		
	89号給から92号給まで	4,200	6,100		
	93号給から96号給まで	4,300	6,200		
	97号給から100号給まで	4,400	6,300		
	101号給から104号給まで	4,400	6,400		
	105号給から108号給まで	4,500	6,500		
	109号給から112号給まで	4,500	6,600		
	113号給から116号給まで	4,600	6,700		
	117号給から120号給まで	4,700	6,800		
121号給から124号給まで	4,700	6,900			
125号給から128号給まで	4,800	6,900			
129号給から132号給まで	4,900	6,900			
133号給から136号給まで	4,900	7,000			
137号給から140号給まで	4,900	7,100			
141号給から144号給まで	5,000				
145号給から148号給まで	5,100				
149号給から152号給まで	5,100				
153号給	5,100				
再任用 職 員		3,200	3,800	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。ただし、第六十八条の九及び附則第九条の改正規定は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第二十号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則  
市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則（平成十八年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第一項中「前条第七号」を「前条第六号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第六号」を「第五号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第五条第一項中「第三条第七号」を「第三条第六号」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第六条 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

選 挙 管 理 規 程 改 正 示

秋選管告示第百十八号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の二十八中「秋田県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿」を「（あて先）秋田県選挙管理委員会委員長 氏 名」に改める。

別記第二号様式の二中「秋田県選挙管理委員会委員長 殿」を「（あて先）秋田県選挙管理委員会委員長（氏名）」に改める。

別記第二号様式の三中「  
委員長（氏名）印」を「  
委員長（氏名）印」に、  
何市町村選挙管理委員会  
委員長（氏名）殿」  
を「  
（あて先）何市町村選挙管理委員会委員長（氏名）」に改める。

別記第三号様式の二その一中「秋田県選挙管理委員会委員長（氏名）殿」を「（あて先）秋田県選挙管理委員会委員長（氏名）」に改める。

別記第三号様式の五及び別記第三号様式の六中「秋田県選挙管理委員会委員長 殿」を「（あて先）秋田県選挙管理委員会委員長 殿」に、「交付しよろしく。」を「交付します。」に改める。

別記第六号様式中「何市町村選挙管理委員会委員長（氏名）様」を「（あて先）何市町村選挙管理委員会委員長（氏名）」に改める。

別記第七号様式及び別記第八号様式中「秋田県選挙管理委員会委員長 殿」を「（あて先）秋田県選挙管理委員会委員長 殿」に改める。



別記第十一号様式中「**秋田県知事** 様」を「(あて先) **秋田県知事**」に改める。

別記第十二号様式その一中「**何市町村選挙管理委員会委員長(氏名)殿**」を「(あて先) **何市町村選挙管理委員会委員長(氏名)**」に改め、同号様式その二及び同号様式その三中「**何市町村選挙管理委員会委員長(氏名)殿**」を「(あて先) **何市町村選挙管理委員会委員長(氏名)**」に改める。

別記第二十号様式中「**秋田県選挙管理委員会委員長(氏名)様**」を「(あて先) **秋田県選挙管理委員会委員長(氏名)**」に改める。

別記第二十一号様式及び別記第二十二号様式中「**秋田県選挙管理委員会委員長(氏名)殿**」を「(あて先) **秋田県選挙管理委員会委員長(氏名)**」に改める。

別記第二十五号様式の二、別記第二十五号様式の三、別記第二十五号様式の四及び別記第二十五号様式の五中「**秋田県選挙管理委員会委員長(氏名)様**」を「(あて先) **秋田県選挙管理委員会委員長(氏名)**」に改める。

別記第三十号様式中「**秋田県選挙管理委員会委員長(氏名)様**」を「(あて先) **秋田県選挙管理委員会委員長(氏名)**」に改める。

別記第三十号様式の二中「**秋田県選挙管理委員会委員長(氏名)殿**」を「(あて先) **秋田県選挙管理委員会委員長(氏名)**」に改める。

別記第三十一号様式の二中「**何選挙長(氏名)殿**」を「(あて先) **何選挙長(氏名)**」に改める。

別記第三十六号様式中「**印**」を「**印**」に、「**秋田県選挙管理委員会委員長(氏名)殿**」を「(あて先) **秋田県選挙管理委員会委員長(氏名)**」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**人 事 委 員 会 規 則**

人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第七のりの表中

74	75	76	77	77	78	78	79	79	80	80	81	81	81	82	82	82	83	83	83	84
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

84	84	85	85	85	85	86	86	86	86	87	87	87	87	88	73	74	74	75	75	76	76	77	78	79
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

80	81	81	81	81	82	82	82	82	83	83	83	83	84	84	84	84	85	85	85	86	86	86	87	87	87
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改める。

**附 則**

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定は、平成二十二年十二月一日から適用する。  
(経過措置)
- 平成二十二年十二月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における昇給の調整以外の事由によりその受ける昇給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て昇給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における昇給については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七一一(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一一(給料の調整額)の一部を改正する規則

規則七二二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一特別支援学校の項中「一・五」を「一・二五」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一 条例附則第二項第三号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(条例第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第四条の三第二項に定める割合を乗じて得た額(第四条の四第一項各号に掲げる職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額に同条第二項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(条例附則第二項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第三号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同項第一号の給料月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(条例第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第四条の三第二項に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に第四条の四第二項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)

二 条例附則第二項第四号に規定する勤勉手当減額対象額(同項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七二三五(産業教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七二三五(産業教育手当)の一部を改正する規則

規則七二三五(産業教育手当)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「月額から」を「月額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則七二四二(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七二四二(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則

規則七二四二(定時制通信教育手当)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 条例附則第二項第五号に規定する定時制通信教育手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該定時制通信教育手当の月額とする。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則七二四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七二四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

規則七二四六(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。



附則第二項中「月額から」を「月額(その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則七十五〇(農林漁業普及指導手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十五〇(農林漁業普及指導手当)の一部を改正する規則

規則七十五〇(農林漁業普及指導手当)の一部を次のように改正する。

附則第一項の見出しを削る。

附則第二項を次のように改める。

- 2 条例附則第二項第六号に規定する農林漁業普及指導手当の月額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該農林漁業普及指導手当の月額とする。

**附 則**

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則七五五六(地域手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七五五六(地域手当)の一部を改正する規則

規則七五五六(地域手当)の一部を次のように改正する。

附則を附則第二項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 条例附則第二項第二号、第三号及び第四号並びに第四項に規定する地域手当の月額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

**附 則**

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則七十七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

規則七十七五(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

## 別表第1 (第4条関係)

## 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1号給から4号給まで	2,000	2,100	4,200	6,800
	5号給から8号給まで	2,000	2,300	4,400	6,900
	9号給から12号給まで	2,100	2,400	4,500	7,100
	13号給から16号給まで	2,200	2,500	4,900	7,200
	17号給から20号給まで	2,300	2,600	5,100	7,400
	21号給から24号給まで	2,400	2,800	5,200	7,500
	25号給から28号給まで	2,600	2,900	5,400	7,600
	29号給から32号給まで	2,700	3,000	5,500	7,700
	33号給から36号給まで	2,800	3,200	5,700	7,900
	37号給から40号給まで	2,900	3,300	5,900	8,000
	41号給から44号給まで	3,100	3,500	6,000	
	45号給から48号給まで	3,200	3,700	6,100	
	49号給から52号給まで	3,300	3,800	6,300	
	53号給から56号給まで	3,400	4,100	6,400	
	57号給から60号給まで	3,500	4,300	6,600	
	61号給から64号給まで	3,600	4,500	6,800	
	65号給から68号給まで	3,700	4,800	6,900	
	69号給から72号給まで	3,800	4,900	7,000	
	73号給から76号給まで	3,900	5,100	7,100	
	77号給から80号給まで	4,000	5,300	7,200	
	81号給から84号給まで	4,100	5,400	7,300	
	85号給から88号給まで	4,100	5,500	7,400	
	89号給から92号給まで	4,200	5,600	7,500	
	93号給から96号給まで	4,300	5,800	7,500	
	97号給から100号給まで	4,400	5,900		
	101号給から104号給まで	4,400	6,100		
	105号給から108号給まで	4,500	6,200		
	109号給から112号給まで	4,500	6,300		
	113号給から116号給まで	4,600	6,400		
	117号給から120号給まで	4,700	6,500		
	121号給から124号給まで	4,700	6,600		
	125号給から128号給まで	4,800	6,700		
129号給から132号給まで		6,800			
133号給から136号給まで		6,900			
137号給から140号給まで		6,900			
141号給から144号給まで		6,900			
145号給から148号給まで		7,000			
149号給		7,100			
再任用 職 員		3,200	3,800	5,100	6,400

別表第2 (第4条関係)

## 教育職給料表(1)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1号給から4号給まで	2,000	2,500	5,100	6,800
	5号給から8号給まで	2,000	2,600	5,200	6,900
	9号給から12号給まで	2,100	2,800	5,400	7,100
	13号給から16号給まで	2,200	2,900	5,500	7,200
	17号給から20号給まで	2,300	3,000	5,700	7,400
	21号給から24号給まで	2,400	3,200	5,900	7,500
	25号給から28号給まで	2,600	3,300	6,000	7,600
	29号給から32号給まで	2,700	3,500	6,100	7,700
	33号給から36号給まで	2,800	3,700	6,300	7,900
	37号給から40号給まで	2,900	3,800	6,400	8,000
	41号給から44号給まで	3,100	4,100	6,600	
	45号給から48号給まで	3,200	4,300	6,800	
	49号給から52号給まで	3,300	4,500	6,900	
	53号給から56号給まで	3,400	4,800	7,000	
	57号給から60号給まで	3,500	4,900	7,100	
	61号給から64号給まで	3,600	5,100	7,200	
	65号給から68号給まで	3,700	5,300	7,300	
	69号給から72号給まで	3,800	5,400	7,400	
	73号給から76号給まで	3,900	5,500	7,500	
	77号給から80号給まで	4,000	5,600	7,500	
	81号給から84号給まで	4,100	5,800		
	85号給から88号給まで	4,100	5,900		
	89号給から92号給まで	4,200	6,100		
	93号給から96号給まで	4,300	6,200		
	97号給から100号給まで	4,400	6,300		
	101号給から104号給まで	4,400	6,400		
	105号給から108号給まで	4,500	6,500		
	109号給から112号給まで	4,500	6,600		
	113号給から116号給まで	4,600	6,700		
	117号給から120号給まで	4,700	6,800		
121号給から124号給まで	4,700	6,900			
125号給から128号給まで	4,800	6,900			
129号給から132号給まで	4,900	6,900			
133号給から136号給まで	4,900	7,000			
137号給から140号給まで	4,900	7,100			
141号給から144号給まで	5,000				
145号給から148号給まで	5,100				
149号給から152号給まで	5,100				
153号給	5,100				
再任用 職 員		3,200	3,800	5,100	6,400

## 附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則七一九三(短時間勤務職員等の給料月額の特例)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一九三(短時間勤務職員等の給料月額の特例)の一部を改正する規則

規則七一九三(短時間勤務職員等の給料月額の特例)の一部を次のように改正する。

題名中「短時間勤務職員等の給料月額」を「短時間勤務職員の給料月額等」に改める。

本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

- 2 給与条例附則第二項に規定する特定職員(前項第二号又は第三号に掲げる職員に限る。)について、育児休業条例附則第三項から第六項までの規定により読み替えられた給与条例附則第二項第一号に規定する算出率を乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該算出率を乗じて得た額とする。

## 附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則七一一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を改正する規則

規則七一一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を次のように改正する。

第二条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第一項中「前条第七号」を「前条第六号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第六号」を「第五号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第五条第一項中「第三条第七号」を「第三条第六号」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(端数計算)

第六条 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

## 附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則七一一〇九(条例附則第二項の減ずる額の計算)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一一〇九(条例附則第二項の減ずる額の計算)の一部を改正する規則

規則七一一〇九(条例附則第二項の減ずる額の計算)の一部を次のように改正する。

本則中「特定職員」を「給与期間(規則七一一(給料等の支給)第三条に規定する給与期間をいう。)の中途において、特定職員」に改め、「月の初日以外の日に」を削り、「なった場合」の下に「又は特定職員が特定職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは規則七一一(給料等の支給)第五条各号に掲げる場合に該当した場合」を加え、「同項(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号)附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の減ずる額」を「その給与期間の一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「条例」という。)附則第二項各号(条例附則第二項第三号及び第四号を除く。)に定める額に相当する額」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則九十八(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則九十八(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則  
規則九十八(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を次のように改正する。  
第三条第三項を次のように改める。

- 3 一般の派遣職員給料等相当年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。
  - 一 一般の派遣職員は一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)第五条第五項の規定により標準号給数(当該一般の派遣職員に係る同条第六項に規定する標準となる号給数をいう。)を昇給し、勤労手当の成績率は人事委員会が定める率を適用すること。
  - 二 一般の派遣職員に、給与条例附則第二項(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号)附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定及び給与条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定を適用すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 則

ページ	段	行	課	正
平成18年3月20日(号外第2号)公布の秋田県規則第8号(建築基準法施行規則の一部を改正する規則)(原稿誤り)				
1	下	1	字鶴形、常盤(三項に掲げる地域を除く。)、繪山、母体(三項に掲げる地域を除く。)、ニツ井町麻生、ニツ井町梅内(三項に掲げる地域を除く。)、ニツ井町加護山、ニツ井町荻又石、ニツ井町切石、ニツ井町小繫、ニツ井町駒形、ニツ井町種、ニツ井町飛根、ニツ井町荷上場、ニツ井町ニツ井	字鶴形、字旭沢、字上ノ山、字上の山台、字鶴鳥、字鶴鳥黒戸、字鶴鳥川原、字姥懐、字大台野、字大曲、字奥鶴鳥川原、字奥柳生、字囲外、字鎌伏沢台、字上悪土、字鴨巣、字萱山、字荻附場、字弧森、字御番所前、字山神社前、字新川口、字新山林、字芹川、字外堤、字田中谷地、字鶴谷新田、字戸草沢、字轟、字鳥屋場、字中鴨巣、字中柳生、字二万荻、字半戸沢、字半戸沢台、字冷清水、字町後、字向田表、字柳生、字谷地上、字山崎、字若田、常盤(三項に掲げる地域を除く。)、天内、久喜沢、槐、産物、外割田、繪山、大森、田床内、中沢、母体(三項に掲げる地域を除く。)、ニツ井町麻生、ニツ井町梅内(三項に掲げる地域を除く。)、ニツ井町加護山、ニツ井町荻又石、ニツ井町切石、ニツ井町小繫、ニツ井町駒形、ニツ井町種、ニツ井町飛根、ニツ井町荷上場、ニツ井町ニツ井

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号